備える
その64「要援護者の支援」

頼りは「お隣さん」

国が求める高齢者や障害者ら災害時の避難に特別の支援が必要な「要援護者」のリスト化が、個人情報保護の問題から全国的に進んでいない。そんな中で、愛知県岩倉市や豊田市ではリストを作った上で具体的な支援の個別計画作りまで進んでいる。まだ完全ではないが、そのコツは、自治会や民生委員との地道な連携プレーにあるようだ。

（江南通信部・出口有紀、豊田支局・小笠原寛朗）

個人情報の壁　リストづくりに奮闘

愛知・豊田
民生委員が家庭に

「町内全世帯の名簿があったから、『向こう三軒両隣制度』は導入できた」。岩倉市の南新町防災会の上山修会長(六心)は振り返る。

懐かしい響きのあるこの制度は南新町地区が独自でつくった助け合いの仕組みだ。災害時、救助が必要となる独居老人や障害者を、近所の「協力者」が一人につき二人で保護する。二〇〇三年六月から始まって現在二十二人の要援護者がいる。

制度を整えるのに役立ったのが、南新町の町内会長を務めていた上山さんが持っていた町内全二百八十世帯の名簿。市から提供を受けたもので、町内会が小学校入学祝いや成人祝いを贈ったり、老人会への案内状を配布したりするのに活用していた。

防災会は、その町内会名簿から、災害時に援護の対象となる人を割り出し、助け出す際に家へ上がり込むことへの許可などを得るため「要援護者救助依頼申請書」を配布。一方で要援護者の近所に住む人から「協力者」を選んで任命した。

事前に全世帯対象の会合を開いて制度の意義を説き、承認を得たことも あって、要援護者、協力者とも拒否されることはなかったという。

要援護者と協力者の住宅を色分けした詳細な地図も作った。要援護者と協力者はほとんど顔なじみだが、毎年の防災訓練時には実際の避難訓練もして連携を深めており、要援護者を災害時に助ける「個別計画」のモデルとして注目されている。

だが、上山さんが「個人情報保護条例の施行前だったからできた」と話すように、岩倉市でも〇五年四月に同条例が施行され、町内会に対して、以前のようには個人情報を渡せなくなった。

それでも岩倉市は近隣地域より災害時の要援護者手本に〇四年十月、支援協力してもらった。

2006年6月の防災訓練で、要援護者をリヤカーに乗せ、救助する町民たち＝岩倉市南新町で（同町防災会提供）

愛知・岩倉
町内会中心に名簿

豊田市では二〇〇四年七月に要援護者に関する「地域支援者」が四人まで記載される。ただ登録を円滑に進めたいという市側の事情もあり、地域支援者の活動は責任を伴うものではないという。

台帳への登録は本人により返る。

台帳には申請書の記載よる申請が基本だが、登録の受け付けを始めた当初は市の依頼を受けた地域の民生委員が各独居世帯に登録を勧めに回った。いざ登録に応じても、適当な地域支援者が見当たらなかった場合は、自治区に相談して地元の組長に地域支援者になってもらったこともあった。

市の担当者は「民生委員や自治区の協力なくして台帳の整備はおぼつかなかった」と話す。市は高度成長期、基幹産業の自動車メーカーに就職する若者が多く移り住む中、彼らの「受け皿」となる自治区の活動を積極的に支援してきた経緯もあり、こうした地域事情が自治区や民生委員との連携を支える背景にあると説明する。

市は「（要援護者を）ひとまず避難所まで導く仕組みはほぼ整った。今後は避難所生活が長期化したような際の支援の仕組みをどう構築していくかだ」と課題を挙げる。

同時に登録希望者には、自主防災会や民生委員へ情報提供することについても承諾してもらい、地域へ渡せる名簿をまとめ上げた。現在の登録者は三百七十八人。各地域ごとの名簿は、市内四十三の自主防災会に配布した。

市は「ただ役所で名簿を持っているだけでは意味がない。どこにどういう人がいるか、地域で把握するよう、各自主防災会にお願いしている」と話す。今後、南新町地区の「向こう三軒両隣制度」のような「個別計画」を、各地域でどこまで整備できるかが課題だ。

上山さんは市の努力を認めつつも、「市の名簿では、申請未提出者の中に要援護者に当たる人がいても、防災会はその情報がつかめない」と指摘する。東京都渋谷区のように、要援護者の個人情報を町内会などで共有できるよう条例改正したところもあり、行政もまだまだ知恵を絞る必要がありそうだ。

「いざというとき、結局は地域住民が自分たちで助け合うしかない。近所付き合いがあるうちに仕組みをきちんとつくらなければ。自分たちが年を取ったときに守ってもらうためにも」と上山さんは力説する。

石川・輪島の場合

能登半島地震でマップ活躍

蛍光ペンで四色に塗り分けた住宅地図がある。石川県輪島市門前町（旧門前町）の各民生委員が、高齢者や障害のある人の家を把握するために作成し、二〇〇七年三月の能登半島地震で役立った「要援護者マップ」だ。震災後、輪島市はマップを発展させる形で全市規模の要援護者台帳づくりを検討しているが、完成時期は未定。もたつきの背景には、個人情報への配慮がある。

（社会部・赤川肇）

「外に出たら家がバタバタ倒れ、道が割れ、電線が垂れ下がっている。生き地獄でした」。輪島市民生委員児童委員協議会の徳山忠志会長が震度6強の衝撃を回想する。徳山さんが住む道下地区は、門前町でも特に被害が著しかった。

揺れが収まり、マップ上の要援護者宅十数軒を回ると、本人や近隣住民からすぐに全員の安全を確認できた。月一回は戸別訪問し、毎年マップを刷新する民生委員の地道な活動に加え、深い地縁が成し得たことだった。

阪神大震災後に作ったマップは市や社会福祉協議会と共有することで、被災地に不案内なボランティアや保健師らの支援活動にも寄与した。これに対し、マップがない門前町以外では震災直後、市職員が各課の要援護者名簿を寄せ集め、マップづくりに忙殺された。

ただ門前町でも、作成に携わらなかった消防機関へのマップ提供を、個人情報保護の観点から断念した課題が残った。

自治体は個人情報保護条例で、個人情報の目的外利用や提供を制限する一方、「人の生命や身体、財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき」（輪島市）などの除外規定を設けている。

内閣府は〇六年三月改訂の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で自治体に対し、民生委員や自主防災組織などとの情報共有について、こうした除外規定を生かして「積極的に取り組むこと」を要請した。

だが、警察や消防とともに要援護者台帳づくりを進める輪島市健康推進課の皆戸憲邦課長は懐疑的だ。「本人同意なしの情報共有化に住民の理解が得られるのか」と言う。今春以降、市内約五千人の要援護者宅を民生委員らが訪ね、台帳づくりへの同意を得たうえで掲載内容を聞き取るという。

「全域の要援護者情報を把握している」という市区町村は〇七年三月時点で9・7%。内閣府の防災担当者は「要援護者のリストや支援計画は是が非でもつくってほしい」と強調しつつ、その手法については「地域特性も条例内容も異なる自治体に、国が画一的にあれこれ言えない」との立場だ。

これに対し皆戸課長は「関係機関との情報共有が個人情報保護条例の除外規定に当たることを、国は明確に国民にPRしてほしい」と注文している。

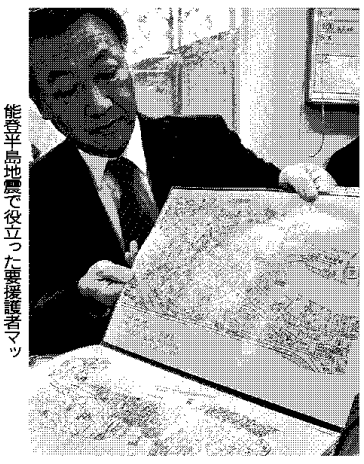
能登半島地震で役立った要援護者マップ＝石川県輪島市の門前総合支所で

お断り　「能登半島発」は休載しました。

楽しみながら、負傷者の救護訓練に取り組む参加者ら＝滋賀県草津市で

防災ボランティアの今
草津グリーンハイツ北自主防災隊
（滋賀県草津市）

まず日々の付き合い

県草津市内の新興住宅街「草津グリーンハイツ北」の自治会館で開かれた防災フェスティバル。住民六百人のうち、四分の一の約百五十人が参加した。

「万が一の時に備え、町内の連携を高めたい」。防災隊の狙いは住民に浸透しつつある。

防災隊の発足は二〇〇五年七月。会社を退職した人たちが「自らの街は自分たちで守ろう」と呼び掛け、メンバーを募った。現在所属するのは約六十人。災害時には避難誘導や消火活動などに当たる。

昨年一月からは「防災板を読むのも奥さんだけ」。心配した隊員が企画した。

紙面では毎回、阪神大震災の実体験を紹介している。被災した街や助け出される人々の様子などが分かれば、いざというとき、体の不自由な人を優先して助けられる」と期待する。

一人住まいや要介護者のリストは〇五年に作成し、保管している。だがリストを見て走っていては手遅れになるかもしれない。緊急時は身近な人の助けが必要だ。

「イベントやニュースを深めるのが狙い。一番大事なのは住民のつながりだから」と横山さん。日々の付き合いが、災害に強い街づくりに結びつく。

（大津支局・妹尾聡太）

© 中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています。